

平成30年12月5日

各 位

千葉市財政局資産経営部契約課

建設工事等における質問回答の取扱いについて

千葉市財政局資産経営部契約課（以下「契約課」という。）が発注する建設工事並びに建設工事に係る測量、建設コンサルタント及び地質調査業務委託（以下「建設工事等」という。）における質問回答の取扱いについて、下記のとおり変更いたしますので、お知らせします。

記

1 対象案件

契約課が発注する建設工事等。

2 変更内容

（1）質問書提出先

契約課が発注する建設工事等における質問について、質問書の提出先を契約課とします。
なお、回答につきましては従前のとおり、千葉市ホームページ上の各案件ページにて行います。

「配布資料（設計図書、質問回答書等）」

http://www.city.chiba.jp/business/hatchu/nyusatsu_joho/haifu/index.html

また、質問回答書様式につきましては、各工事担当課の様式を引き続き使用します。
質問回答方法および様式の詳細につきましては、発注案件毎の設計図書をご確認下さい。

（2）質問回答日程

質問書提出先の変更に係り、質問回答日程を変更します。詳細につきましては、発注案件ごとの設計図書をご確認下さい。

3 適用日

平成31年1月1日以降に公告又は指名通知を行う入札から適用します。

以上